



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成23年9月27日

川崎市環境影響評価に関する条例第49条に基づき中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る法対象条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

法対象事業の基本的事項	法対象事業者	東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 山田 佳臣 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
	法対象事業者の名称	中央新幹線（東京都・名古屋市間）
	法対象事業の種類	鉄道又は軌道の新設
	法対象事業を実施する区域	起点：東京都港区 終点：愛知県名古屋市 川崎市内については、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
	法対象事業の目的	中央新幹線（東京都・名古屋市間）の整備
	法対象事業の内容	超電導磁気浮上式による中央新幹線の整備
	法対象事業の施行期間	着手予定：平成26年度 完了予定：平成39年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成23年9月27日（火）から 平成23年11月10日（木）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、高津区役所、宮前区役所及び麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで ただし、神奈川県川崎県民センターについては月・木・金は午後5時15分まで、火・水は午後6時30分まで 上記期間中、本市ホームページにて標記方法書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	中原区役所、高津区役所、高津区役所橋出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所、多摩区役所生田出張所、麻生区役所、神奈川県川崎県民センター及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧の法対象条例方法書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを法対象事業者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成23年11月10日（木） （郵送の場合は、平成23年11月10日消印有効） 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、法対象事業の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156